丁目、弥栄町二丁目、弥栄町三丁目、弥栄町四丁目、大字弥十郎、谷中町一丁目、谷中町二丁目、谷中町三丁目、谷中町四丁目、柳町、弥生町、流通団地一丁目、流通団地二丁目、流通団地三丁目、流通団地四丁目、レイクタウン一丁目、レイクタウン二丁目、レイクタウン三丁目、レイクタウン四丁目、レイクタウン五丁目、レイクタウン六丁目、レイクタウン七丁目、レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目

別表第一埼玉県第五区の項を次のように改める。

第五区	さいたま市	西区
		北区
		大宮区
		見沼区
		第一区に属しない区域
	中央区	

別表第一埼玉県第十三区の項中「樋掘」を「樋堀」に、「久喜市」を「第三区に属しない区域」に改め、同表埼玉県第十五区の項中「蕨市」を「第二区に属しない区域」に改める。

第一区	千代田区	
	港区	港区芝地区総合支所管内（芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。）
		港区麻布地区総合支所管内
		港区赤坂地区総合支所管内
		港区高輪地区総合支所管内
		港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。）
	新宿区	本庁管内
		新宿区四谷特別出張所管内
		新宿区簞笥町特別出張所管内
		新宿区榎町特別出張所管内
		新宿区若松町特別出張所管内
		新宿区大久保特別出張所管内
		新宿区戸塚特別出張所管内
		新宿区落合第一特別出張所管内
		下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、高田馬場三丁目
		新宿区柏木特別出張所管内
		新宿区角筈特別出張所管内

別表第一東京都第一区の項から東京都第三区の項までを次のように改める。

第一区	千代田区	
	港区	港区芝地区総合支所管内（芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。）
		港区麻布地区総合支所管内
		港区赤坂地区総合支所管内
		港区高輪地区総合支所管内
		港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。）
	新宿区	本庁管内
		新宿区四谷特別出張所管内
		新宿区簞笥町特別出張所管内
		新宿区榎町特別出張所管内
		新宿区若松町特別出張所管内
		新宿区大久保特別出張所管内
		新宿区戸塚特別出張所管内
		新宿区落合第一特別出張所管内
		下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、高田馬場三丁目
		新宿区柏木特別出張所管内
		新宿区角筈特別出張所管内
第二区	中央区	
	港区	第一区に属しない区域
	文京区	
	台東区	台東一丁目、台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草橋三丁目、浅草橋四丁目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目（一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。）、下谷三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目（四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。）、入谷二丁目（三十四番から三十九番までに限る。）、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、浅草一丁目、浅草二丁目（一番から十二番まで及び二十八番から三十五番までに限る。）、花川戸一丁目、花川戸二丁目、千束二丁目（三十三番から三十六番までに限る。）、日本堤二丁目（三十六番から三十九番までに限る。）、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端四丁目、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目
第三区	品川区	品川区品川第一地域センター管内
		品川区品川第二地域センター管内
		品川区大崎第一地域センター管内
		東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目（一番から二十一番までに限る。）、西五反田八丁目（四番一号から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。）、小山台一丁目、小山一丁目、荏原一丁目
		品川区大崎第二地域センター管内（西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。）
		品川区大井第一地域センター管内
		品川区大井第二地域センター管内
		品川区大井第三地域センター管内
		品川区荏原第一地域センター管内
		品川区荏原第二地域センター管内
		品川区荏原第三地域センター管内
		品川区荏原第四地域センター管内
		品川区荏原第五地域センター管内
		品川区八潮地域センター管内
	大田区	大田区嶺町特別出張所管内
		大田区田園調布特別出張所管内
		大田区鵜の木特別出張所管内（鵜の木二丁目及び鵜の木三丁目に属する区域に限る。）
		大田区久が原特別出張所管内（千鳥一丁目及び池上三丁目に属する区域を除く。）
		大田区雪谷特別出張所管内
		大田区千束特別出張所管内